酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第３法により試験を行う。 試料溶液の調製　フィターゼ（その２の⑹）製造用原体の酵素力試験を準用する。 ㈠　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑹）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈡　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。	
(140)～(159)　（略）	(140)～(159)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。